## (5) 所定学科一覧表

法第7条第2号イ該当者

位第 1 未第 2 万 1 版 1 百 百	
許可を受けようと	学科
する建設業	
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
舗装工事業	に関する学科を含む)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業	
大 工 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左 官 工 事 業	
とび・土工工事業	
石 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
屋根工事業	に関する学科を含む)又は建築学に関する学科
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗 装 工 事 業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	电刈上ナスは电刈旭同上ナに戻りる子作
管 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
水道施設工事業	に関する学科を含む)、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に
清掃施設工事業	関する学科
鋼構造物工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
鉄 筋 工 事 業	に関する学科を含む)、建築学又は機械工学に関する学科
	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
しゅんせつ工事業	に関する学科を含む)又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
	に関する学科を含む)又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	<del>定架士、1対1次工士人は电</del> 以上士に関する子科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
	に関する学科を含む)、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園
	に関する学科を含む)、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に
	関する学科を含む)、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科